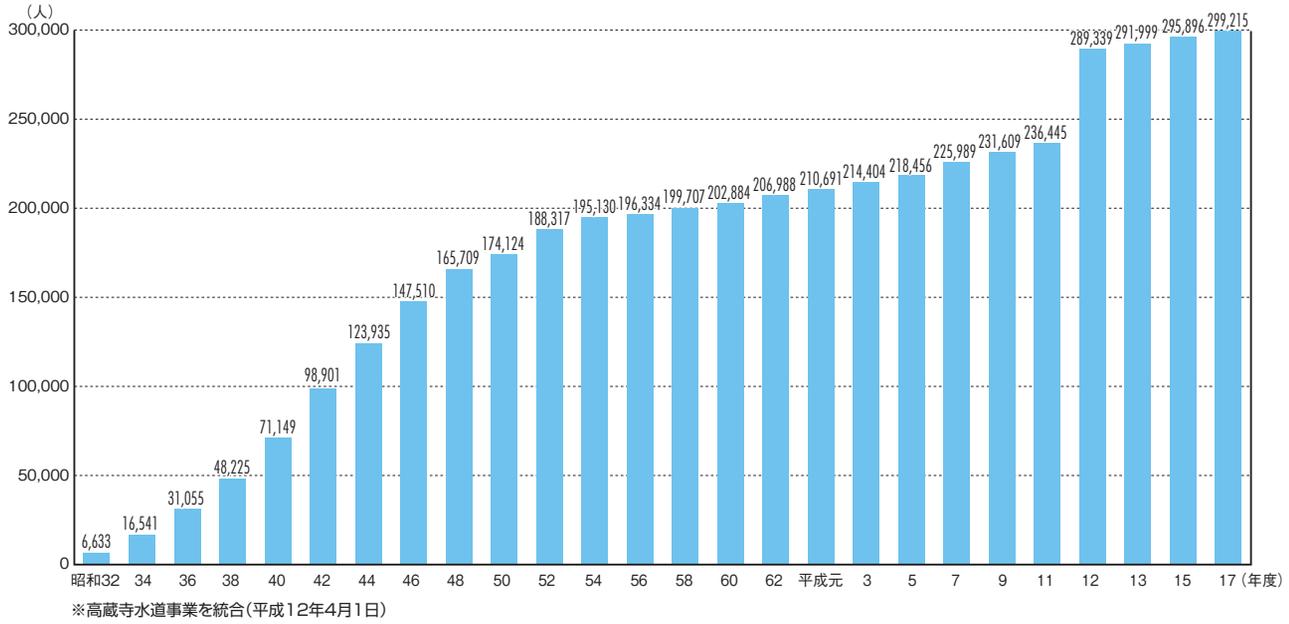
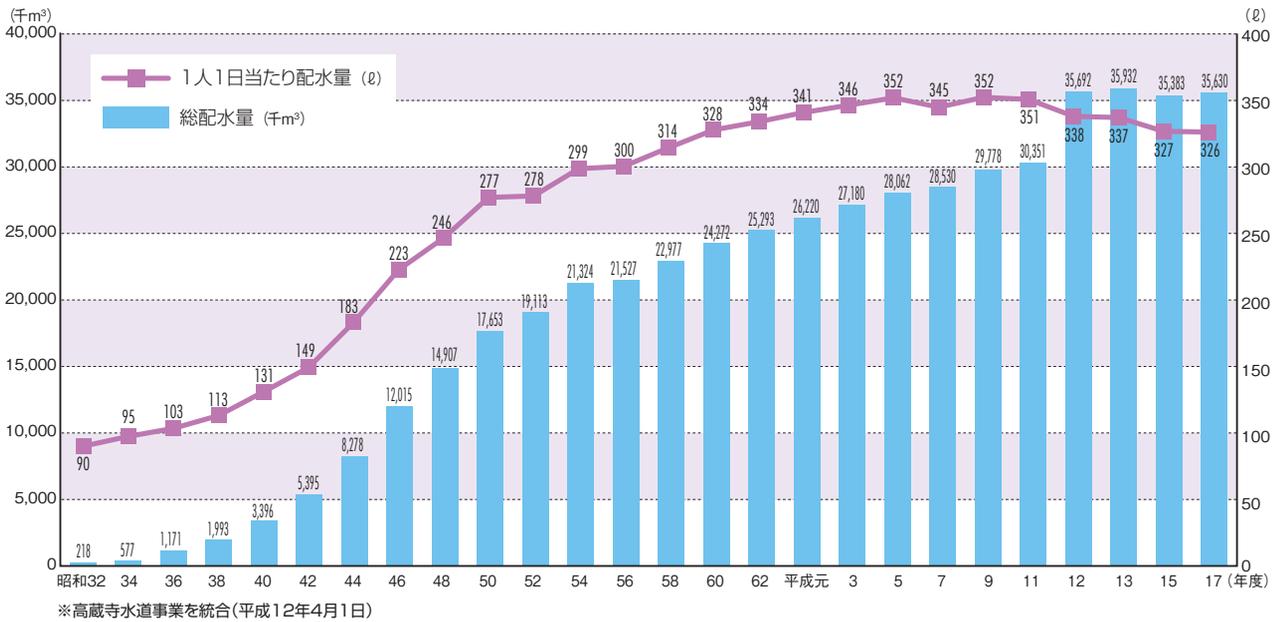


給水人口・総配水量

給水人口



総配水量・1人1日当たり配水量

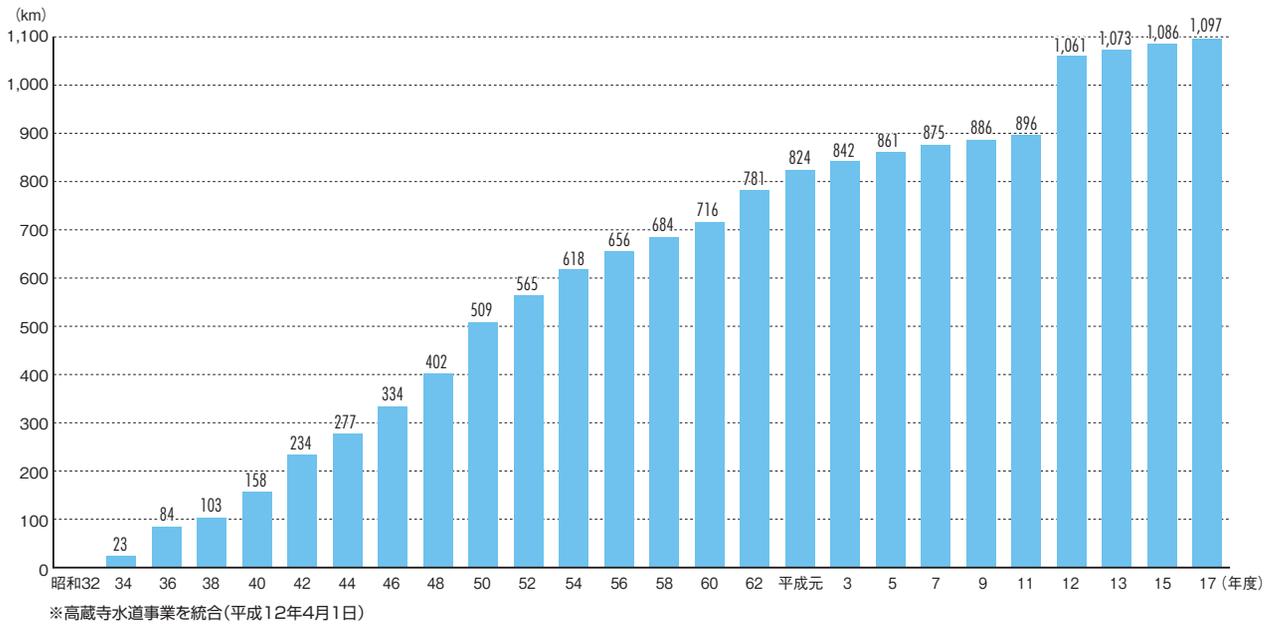


春日井市年表

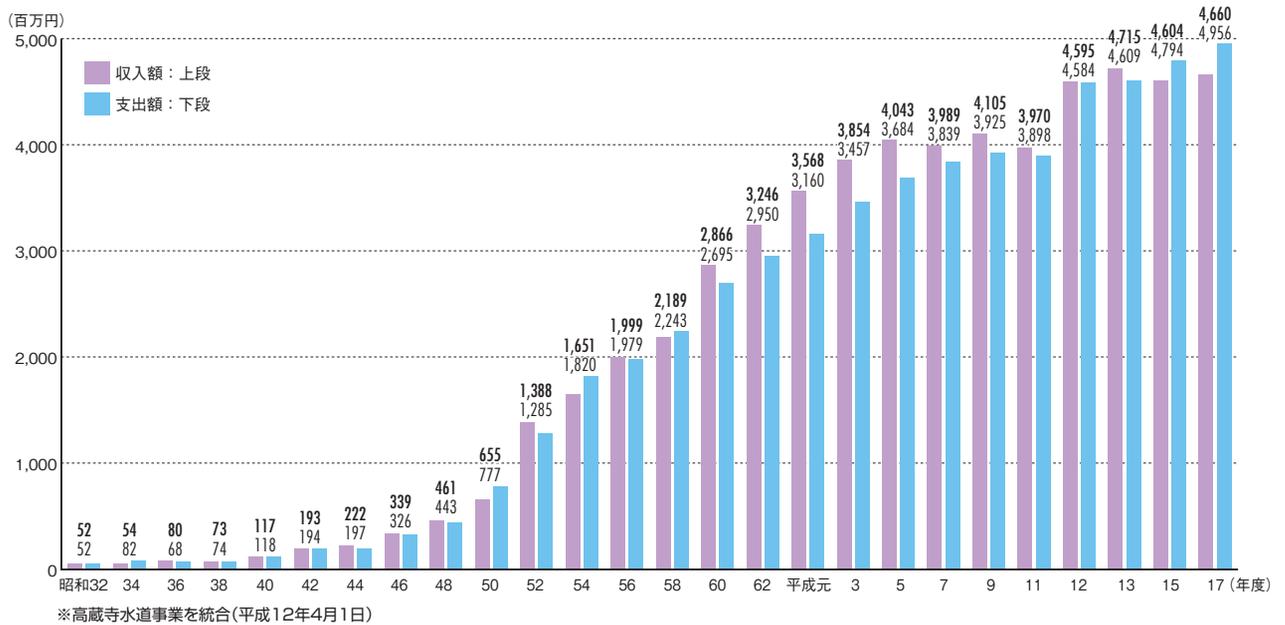
- 昭和36年4月 4月 第1期拡張事業着手
上水道給水条例を廃止完了
- 昭和35年2月 3月 創設事業完了
公営東部簡易水道事業完了
- 昭和34年2月 着手
公営西部簡易水道事業認可
- 昭和33年10月 11月 公営西部簡易水道事業着手
公営東部簡易水道事業認可(合併後公営東部簡易水道事業)
- 昭和32年1月 12月 高蔵寺町上水道新設事業認可(合併後公営東部簡易水道事業)
- 昭和32年1月 4月 鳥居松町始め3町の一部地域に給水開始
鳥居松浄水場施設一部完成
- 昭和31年5月 12月 上水道給水条例公布・施行(給水料(うちメーター使用料含む)制定)
- 昭和31年5月 9月 創設事業着手
水道課設置
- 昭和31年5月 11月 創設事業認可
鳥居松浄水場水源の試験掘開始
- 昭和30年3月 8月 業計画の認可申請
上水道新設(創設)事業

配水管の延長・料金体系

配水管の延長



収益的収支の推移



<p>昭和44年 4月 第4期拡張事業着手</p> <p>昭和44年 10月 水道料金改定</p> <p>昭和43年 3月 廻間配水場完成</p> <p>昭和43年 10月 廻間浄水場完成</p>	<p>昭和42年 6月 公営東部簡易水道および公営坂下地区広域簡易水道区域の廻間町を水道事業に統合</p> <p>昭和42年 8月 知多配水場完成</p>	<p>昭和41年 4月 水道部設置(業務課、施設課)</p> <p>昭和41年 3月 第2期拡張事業完了</p> <p>昭和41年 10月 第3期拡張事業変更認可</p>	<p>昭和40年 4月 町屋配水場完成</p> <p>昭和40年 6月 第3期拡張事業着手</p> <p>水道料金改定</p> <p>水道事業完了</p>	<p>昭和39年 3月 公営坂下地区広域簡易水道事業完了</p> <p>昭和39年 12月 第1期拡張事業完了</p>	<p>昭和38年 10月 第3期拡張事業認可</p> <p>昭和38年 12月 第2期拡張事業認可</p> <p>水道事業着手</p>	<p>昭和38年 10月 公営坂下地区広域簡易水道事業認可</p> <p>昭和37年 7月 公営坂下地区広域簡易水道料金改定</p>	<p>昭和37年 5月 水道料金改定</p> <p>昭和37年 4月 地方公営企業法を適用</p> <p>昭和37年 3月 鳥居松配水場(前・浄水場)完成</p>	<p>し、水道事業給水条例を施行(料金等制定)</p>
--	---	---	---	---	---	--	---	-----------------------------

料金体系

創設時の料金制度 (昭和31年)

用途別水道料金

(単位:円)

区分	用途	最低給水量		超過料金/月
		水量	料金/月	
専用柱	家事用	8m ³ まで	200	25
	営業用	20m ³ まで	600	30
	湯屋用	200m ³ まで	3,000	15
	官公署学校病院用	50m ³ まで	1,500	30
	工業用	100m ³ まで	3,000	30
	娯楽用	5m ³ まで	500	100
	工事その他一時用	1m ³ まで	50	50
共用柱	家事用(計量柱)	8m ³ まで	160	20

メーター使用料金 (単位:円)

メーター口径	料金/月
13mm	30
20mm	35
25mm	50
40mm	100
50mm	240
75mm	350
100mm	450

口径別料金制度への移行 (昭和55年から)

基本料金の推移

(単位:円)

区分	年	昭和55年	昭和59年	昭和61年	平成9年~
一般用	メーター口径	基本料金/月			
	13mm	650	830	930	930
	20mm	750	1,080	1,230	1,230
	25mm	1,100	1,800	2,100	2,100
	30mm	1,600	3,000	3,500	3,500
	40mm	2,800	5,400	6,400	6,400
	50mm	5,000	8,000	9,500	9,500
	75mm	11,000	20,000	23,800	23,800
	100mm	18,000	34,000	40,500	40,500
	150mm	—	—	—	88,400
湯屋用	—	5,000	5,000	5,000	5,000
一時用	—	1,600	3,500	3,500	3,500

従量料金の推移

(単位:円)

区分	年	昭和55年	昭和59年	昭和61年	平成9年~		
一般用	メーター口径	使用水量	m ³ 当たり料金/月				
		11~20m ³	70	85	95	95	
	25mm以下	21~30m ³	95	110	125	125	
		31~40m ³	120	140	160	160	
		41~50m ³	140	190	190	190	
		51~100m ³	160	215	215	215	
		101m ³ 以上	170	—	—	—	
	30mm以上	40m ³ 以下	120	—	—	—	
		50m ³ 以下	—	190	190	190	
		41~100m ³	150	—	—	—	
		51~100m ³	—	215	215	215	
		101~200m ³	170	220	220	220	
	湯屋用	—	201m ³ 以上	190	230	230	230
	一時用	—	11m ³ 以上	170	—	—	—
			全使用量	—	230	230	230

8月

桃山配水場完成

愛知県公署防止条例(現・県民の生活環境の保全等に関する条例)により揚水規制区域となる

昭和51年4月

水道施設分担金改定

9月

神屋西配水場完成

昭和50年3月

東神明配水場・明知増圧ポンプ場完成

4月

水道部に配水課設置

昭和49年2月

県管尾張水道用水から受水開始

10月

水道料金改定

6月

第5期拡張事業第1次変更認可

5月

水道施設分担金制定

昭和48年3月

第4期拡張事業完了

4月

第5期拡張事業着手

昭和47年3月

第5期拡張事業認可

11月

東山配水場完成

7月

桃山配水場一部完成・町屋配水場を町屋送水場に名称変更

昭和46年3月

大和配水場・神屋増圧ポンプ場完成

4月

公営坂下地区広域簡易水道を市水道事業に統合

7月

水道から受水開始

昭和45年3月

第3期拡張事業完了

細野受水ポンプ場・細野配水場完成・県営愛知用水水道から受水開始